

令和7年
第4回山ノ内町定例農業委員会
議 事 録

令和7年4月25日
山ノ内町農業委員会

令和7年 第4回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和7年4月 7日					
3. 開催通知の期日	令和7年4月 7日					
4. 招集期日	令和7年4月25日					
5. 招集場所	町役場 4階 401会議室					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	14	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	15	白鳥金次	欠
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美和子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	出
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	出
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
	11	栗林和仁	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		金井哲也			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		濱田 茜			出

11. 報告事項

- 報告第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

12. 提出議案

- 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

1 ページに戻ってください。

3 件目、農地所有者は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇他 4 筆、現況地目、畑、現況面積 5, 9 1 2 平米、農地のあっせん希望はありません。

4 件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇他 1 0 筆、現況地目、畑、現況面積 1 万 2 6 1 平米、農地のあっせん希望はありません。

5 件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇他 1 4 筆、現況地目、畑、現況面積 2 万 2, 5 8 4 平米、農地のあっせん希望はありません。

6 件目、農地所有者は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、現況面積 1 7 2 平米、農地のあっせん希望がございます。1 4 ページの位置図をご覧ください。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東の方向にある 1 筆です。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、次に進みます。

(2) 報告第 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

報告第 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、今月 1 件です。

1 件目、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積 4 5 0 平米、通知人、賃貸人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人から返還を求められたためとなっております。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、次に進みます。

(3) 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料 3 ページをお願いします。

議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月 4 件です。

1 件目、2 件目、申請人、受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積 7, 0 2 5 平米、耕作面積 1 万 7, 4 1 4 平米、家族総数 2、稼働人員 2、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積、家族総数等については資料のとおりです。申請地は大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目ともに畑、合計面積 1, 7 1 3 平米、契約内容はともに売買で、価格ですが〇〇〇〇〇のほうは 1 6 万円、〇〇〇〇〇のほうは 6 0 万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のためと労力不足のため、受人につきましてはブドウの作付で経営規模の拡大となっております。

位置図を 1 5 ページ、公図を 1 6 ページと 1 7 ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約 8 5 メートルほど東に位置する農地

んもこの間お会いして、農家はどうかと聞いたら、非常に面白いという明るい返答があったので、何の問題もないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
この3番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の案件に入る前に、本人の案件がございますので退席をお願いいたします。
それでは、この4番の案件について、富澤委員、お願いいたします。

富澤委員 先ほどの説明のとおりなのですが、〇〇〇〇さんは自宅も近くであるということと、話がまとまったということで、こういった形でお互い納得をした中で進めてもらっているという案件になります。〇〇さんについては何も問題ないと思うので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。(なし)
質問がなければ採決に入りたいと思います。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
可決されました。お願いいたします。
それでは、次の議案に移ります。
(4) 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料5ページをお願いします。
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちらは使用貸借の設定に伴う農地の転用案件で、今月1件です。
所在地は、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳地目、畑、現況地目、畑、面積は278平米で、農地区分は1種農地に該当いたします。申請事由ですが、個人用住宅の建築になります。申請人は、渡人は〇〇の〇〇〇、受人は〇〇の〇〇〇〇、契約内容は使用貸借です。事由の詳細ですが、家業の継承、子育てと両親の面倒の両立のため、両親の実家に近い環境で自己用住宅を新築ということでした。
位置図を22ページ、その他資料といたしまして公図の写しを23ページ、配置図を24ページにつけております。場所は、〇〇〇〇〇から南東に約340メートルほどの距離に位置する農地となります。
以上です。

議長 ありがとうございます。
本人の案件でございますので、退席をお願いいたします。
それでは、この1番の案件について佐藤和彦委員、お願いいたします。

佐藤和彦委員 これは、昨年の12月に行われました農業振興地域整備促進協議会に上げられた案件でございます。〇さん夫婦が、〇〇〇〇さんですけれども、家業を一生懸命やられていて、実家のすぐ近い畑のところへぜひ自分の家を建てたいということで、一生懸命やっているとしますので特に問題ないと思います。よろしくお願

します。

議長 ありがとうございます。
この1番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
可決されました。お願いいたします。
それでは、次に進みます。

(5) 議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料6ページをお願いします。
議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について。
こちらは令和6年度まで行われていた利用権設定による貸借に代わる中間管理機構を通じた貸借の案件となります。
令和7年4月21日付で、農用地利用集積等促進計画(案)についての意見聴取の依頼が山ノ内町長よりありましたので、協議をお願いいたします。
資料7ページをご覧ください。
今月は、新規設定が5件、利用権設定からの再設定が8件の計13件です。
1件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,661平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万円の新規設定となります。
2件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇他2筆、現況地目、畑、合計面積1,942平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で2万円の再設定となります。
3件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,754平米、利用権の種類は賃借権で、6年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で3万円の再設定となります。
4件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,163平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で1万円の再設定となります。
5件目、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積2,303平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で3万円の再設定となります。
6件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇他1筆、現況地目、畑、合計面積4,178平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万円の新規設定となります。
7件目、設定を受ける者、〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積2,029平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で

賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、3番の案件につきまして、齊藤委員より補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 ○○○○さんは高齢で、もう前から○○さんにこの畑を託しているわけで、○○さんも今までシメジを栽培していましたが、去年やめましてプラムとブドウを専門にやっています。いいものを作っておられるし、大丈夫だと思いますのでよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
この3番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
では、4番の案件につきまして、関委員より補足説明をお願いいたします。

関委員 ○○○○さんですが、再設定ということで、これまでもきちんと管理されていたので、問題ないと思いますのでよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
4番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、5番の案件につきまして、佐藤委員より補足説明をお願いいたします。

佐藤和彦委員 ○○さんは、○○さんから10年ぐらいこの畑を借りて作っていたそうです。再設定ということで、今までもしっかりと管理されていたので特に問題ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
5番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、6番の案件につきまして、小古井委員より補足説明をお願いいたします。

小古井委員 ○○君は○○○○さんの後継者という形で何年か前からリンゴ農家をやっていて、とても真面目にやっている彼ですので、何の問題もないと思います。

事務局 事務局で一部補足します。○○○○さんですが、○○さんのおじさんに当たる方だそうです。今回おじさんから○○○に農地を貸すということで、農業委員会を通して賃料が発生する貸し借りをしたいということでお話を受けています。
以上です。

議 長 ありがとうございます。

この6番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、7番の案件について、富澤委員より補足説明をお願いいたします。

富澤委員 ○○さんですが、この畑は○○さんの所有地の隣の畑のため、○○さんから○○さんが借り受けて耕作されていきました。引き続き、この畑を耕作されていくとのことですので問題ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
この7番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、8番と9番と10番、この3件続けて齊藤委員より補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 ○○○○さんは、○○の○○○○に勤めておられたのですが、ここで退職して農業をやりたいと、もう何年も前から話は聞いています。両親は○○○○○○○○で○○○を○○して、また、夏場は○○をやっている○○○○○さんのお子さんです。貸手の○○○○さんは、高齢のためだんだんリンゴをやるのも大変になってきたということで、○○さんの親戚筋でありますので、どうですかという声を出したら、ぜひやりますということで受けられました。今年初めてやることになるのですが、剪定を見ていると、○○○○もやるし、仲間の方もいらっしゃいまして、手伝ってしっかりやっています。遅く始めたのですけれども、頑張ってやって、もう剪定を終了していますので大丈夫だと思います。また、9番の○○○○さんも高齢なのですが、○○○○さんに貸していたところを返されたもので、○○さんに声をかけたら、ぜひやりたいということです。あと、10番の○○さんですが、○○の方なのですが、去年ご主人が亡くなられちゃって、娘さんと○○さんでやっていたわけですが、1年でもうギブアップという形になって、○○さんに声をかけてやってもらうということになりました。農業就農して今年初めてですが、今のところファイトもありますし、大丈夫だと思いますのでよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
8番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
9番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
10番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

8 ページ、11 番の案件につきまして、湯本浩委員より補足説明をお願いいたします。

湯本浩委員 この畑は、〇〇さんのお父さんの代から25年ぐらい借りて作っておられます。しっかり管理されておりますので、再設定ということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
11 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
12 番の案件につきまして、齊藤委員より補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんの畑ですが、最初はリンゴを作っていたのですが、今からかなり前にキノコに変えられまして、そのとき隣接の〇〇〇〇さんに、プラムをやるから貸してくれということで貸した畑です。〇〇さんも一生懸命やっていますし、再設定ですので問題ないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
この12番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
13 番の案件につきまして、山本委員より補足説明をお願いいたします。

山本委員 この畑は、〇〇さんが20年近く借りていたもので、今までは〇〇〇の名義で借りていたのですが、今回から〇〇〇〇さん自身の名義で借りて耕作をしていくということで、再設定ですし、問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
この13番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
議事については、以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございます。

<その他> 農作業入門講座について
令和7年度長野県市町村・JA合同就農相談会について
令和6年度最適化活動の点検・評価について

会長代理 それでは、以上をもちまして令和7年第4回定例総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 5時04分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
